

# コロナに負けない金融支援策

～秋以降の感染拡大に備えた金融支援策～

---

令和2年9月17日

東京税理士会中小企業対策部副部長

税理士 湊 義和



## 講師略歴

1 氏名:税理士 湊 義和 (みなと よしかず)

2 略歴:1961年米国MA, Boston生まれ。1985年 慶応義塾大学経済学部卒業後、国民金融公庫(現日本政策金融公庫)へ入庫。支店勤務、米国留学、本店総務部勤務を経て、1999年独立開業。1996年税理士登録。

3 役職:現在、東京税理士会中小企業対策部副部長、会員相談室相談委員、日本税務会計学会国際部門常任委員。東京商工会議所登録エキスパート

4 主な著書

「事業承継対策の法務と税務」(共著)日本法令、「生前贈与の法務リスクと税務リスク」(共著)大蔵財務協会、「税理士が知っておきたい資金調達50のポイント」大蔵財務協会、「税理士が知っておきたい創業支援50のポイント」(共著)大蔵財務協会、「所得税ハンドブック・令和2年版・日本税理士連合会版」中央経済社、「家計を元気にする・税金活用術」中央経済社、「こんなに面白い税理士の仕事」中央経済社 他。

5 事務所:東京都千代田区大手町2-2-1新大手町ビル2F office@minato-bestpilot.co.jp

## はじめに

本テキストは、2020年8月末日現在の情報により作成されています。

## 【目次】

- I 中小企業の現状分析
- II 秋冬に向けて、今税理士が行うべきこと
- III コロナ危機対応融資制度
- IV 金融機関の本音と資金調達の2次対応、3次対応のポイント
- V 最終リスケ要請前にトライすべき「特例リスケ制度」
- VI 新しい「経営者保証解除支援制度」の徹底活用

# I 中小企業の現状分析

# 1 中小企業者数の推移

	法人								
	大規模	増減	中規模	増減	小規模	増減	合計	増減小計	
2006	11,961		404,857		1,088,401		1,505,219		
2009	11,645	-316	419,209	14,352	1,356,102	267,701	1,786,956	281,737	2008.9 リーマンショック
2012	10,319	-1,326	400,056	-19,153	1,277,893	-78,209	1,688,268	-98,688	2011.3 東日本大震災
2014	10,817	498	440,904	40,848	1,278,901	1,008	1,730,622	42,354	2014.4 消費税8%
2016	10,878	61	412,897	-28,007	1,186,539	-92,362	1,610,314	-120,308	

	個人								
	大規模	増減	中規模	増減	小規模	増減	合計	増減小計	
2006	390		129,793		2,574,668		2,704,851		
2009	281	-109	116,694	-13,099	2,309,259	-265,409	2,426,234	-278,617	2008.9 リーマンショック
2012	277	-4	110,064	-6,630	2,064,921	-244,338	2,175,262	-250,972	2011.3 東日本大震災
2014	293	16	116,070	6,006	1,973,353	-91,568	2,089,716	-85,546	2014.4 消費税8%
2016	279	-14	116,889	819	1,861,851	-111,502	1,979,019	-110,697	

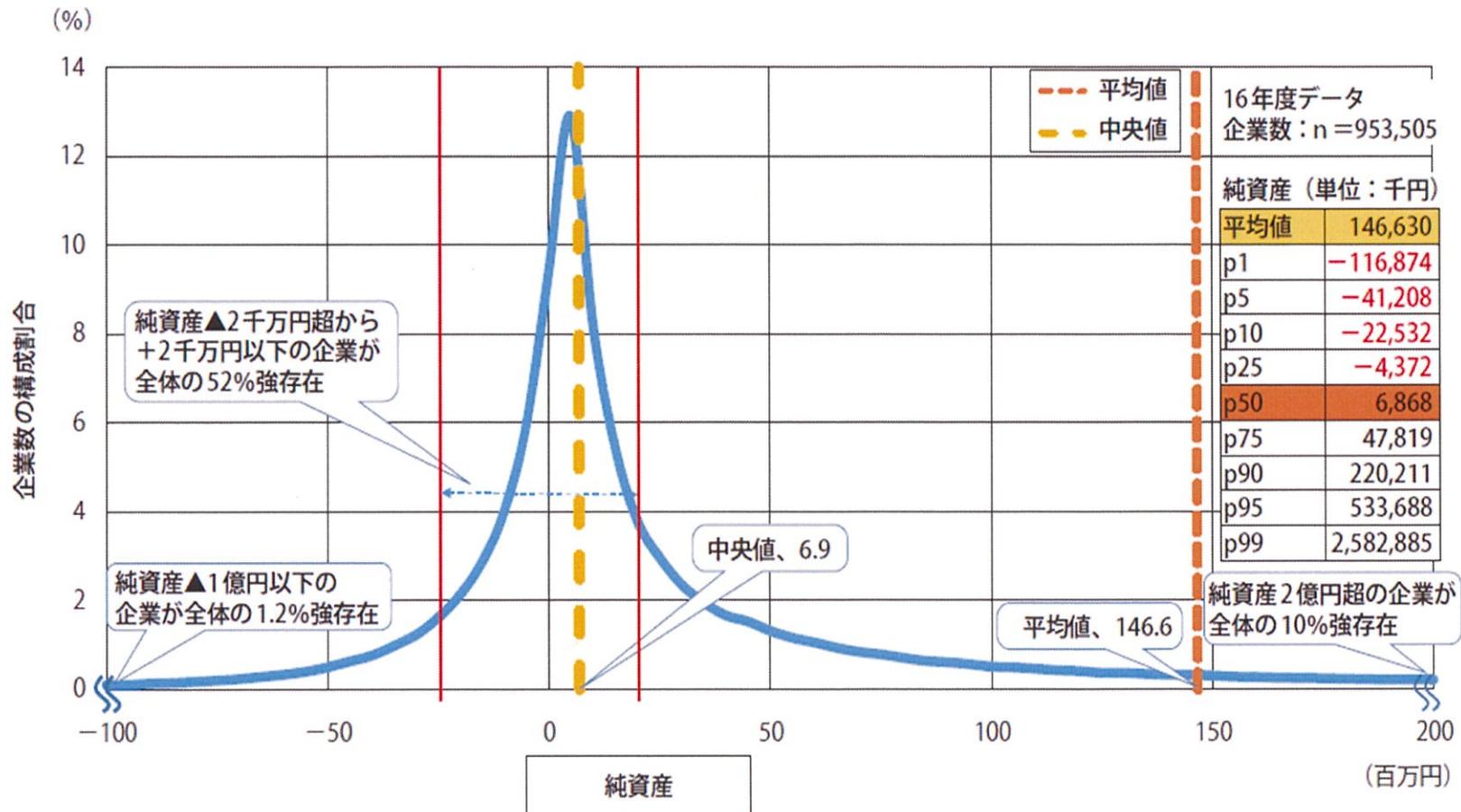
	合計(法人+個人)								
	大規模	増減	中規模	増減	小規模	増減	合計	増減合計	
2006	12,351		534,650		3,663,069		4,210,070		
2009	11,926	-425	535,903	1,253	3,665,361	2,292	4,213,190	3,120	2008.9 リーマンショック
2012	10,596	-1,330	510,120	-25,783	3,342,814	-322,547	3,863,530	-349,660	2011.3 東日本大震災
2014	11,110	514	556,974	46,854	3,252,254	-90,560	3,820,338	-43,192	2014.4 消費税8%
2016	11,157	47	529,786	-27,188	3,048,390	-203,864	3,589,333	-231,005	

出典:「2019年版 中小企業白書」 付属統計資料を加工、分析して作成

小規模企業:従業員数5人(製造業等は20人)以下。中規模企業:従業員100人(製造業等300人)以下

## 2 中小企業の純資産の分布

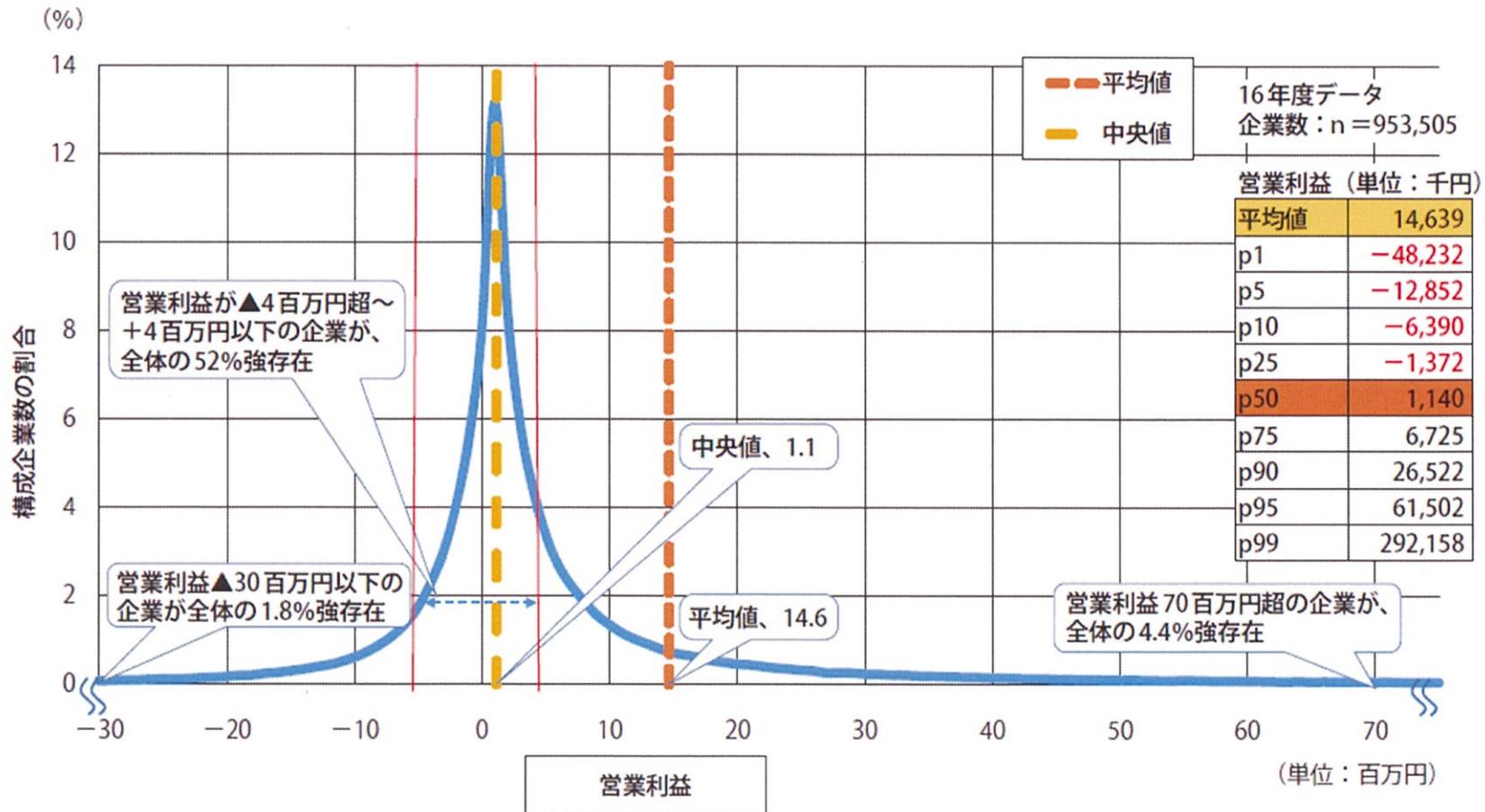
第1-3-4図 CRDデータから見た、中小企業の純資産の分布（2016年度）



資料：一般社団法人CRD協会「平成30年度財務情報に基づく中小企業の実態調査に係る委託事業」（2019年3月）

### 3 中小企業の営業利益の分布

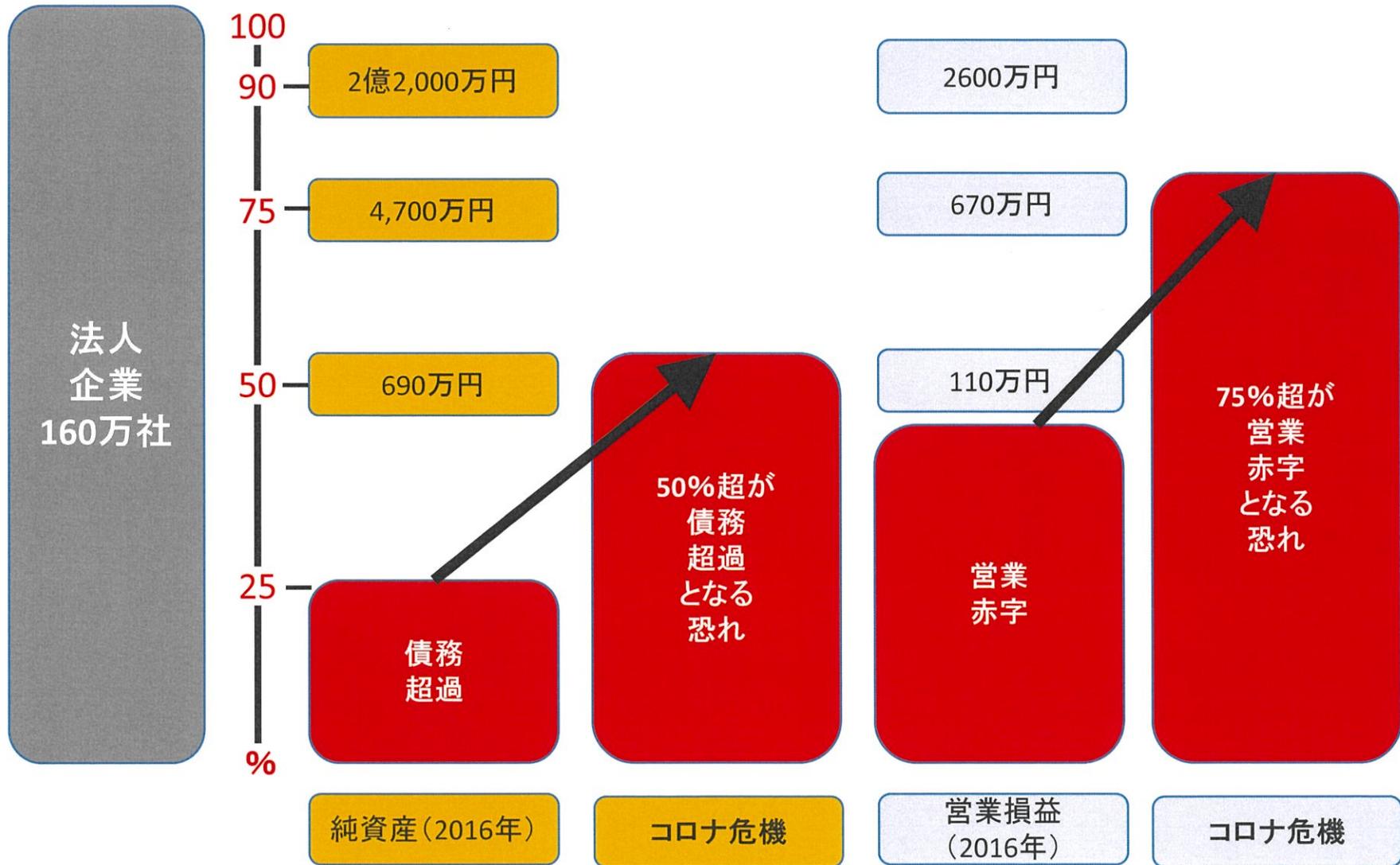
第1-3-2図 CRDデータから見た、中小企業の営業利益の分布（2016年度）



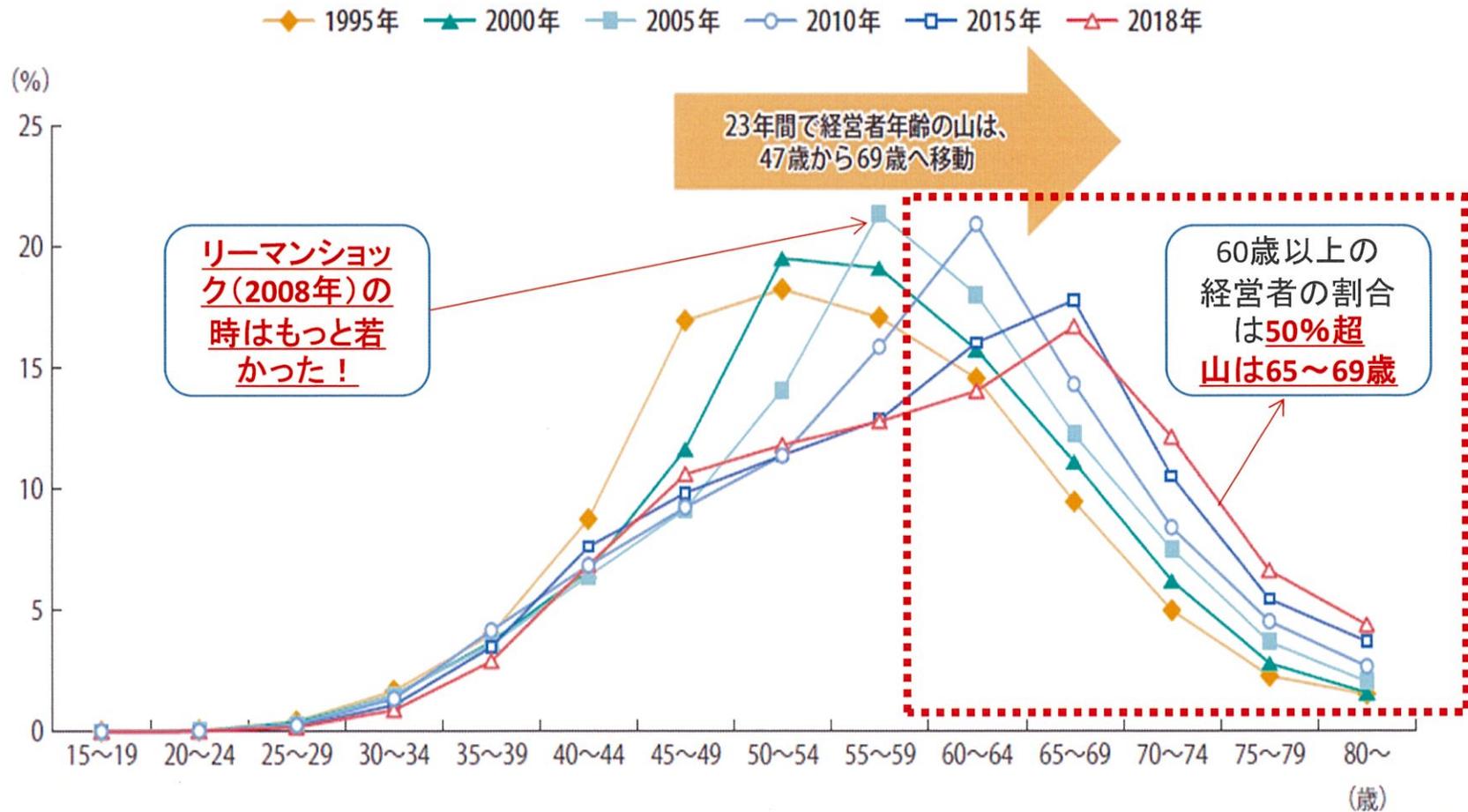
資料：一般社団法人CRD協会「平成30年度財務情報に基づく中小企業の実態調査に係る委託事業」（2019年3月）

出典：「2019年版 中小企業白書」

#### 4 財務データからみた「中小企業の純資産と営業利益分布」



第2-1-3図 年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布



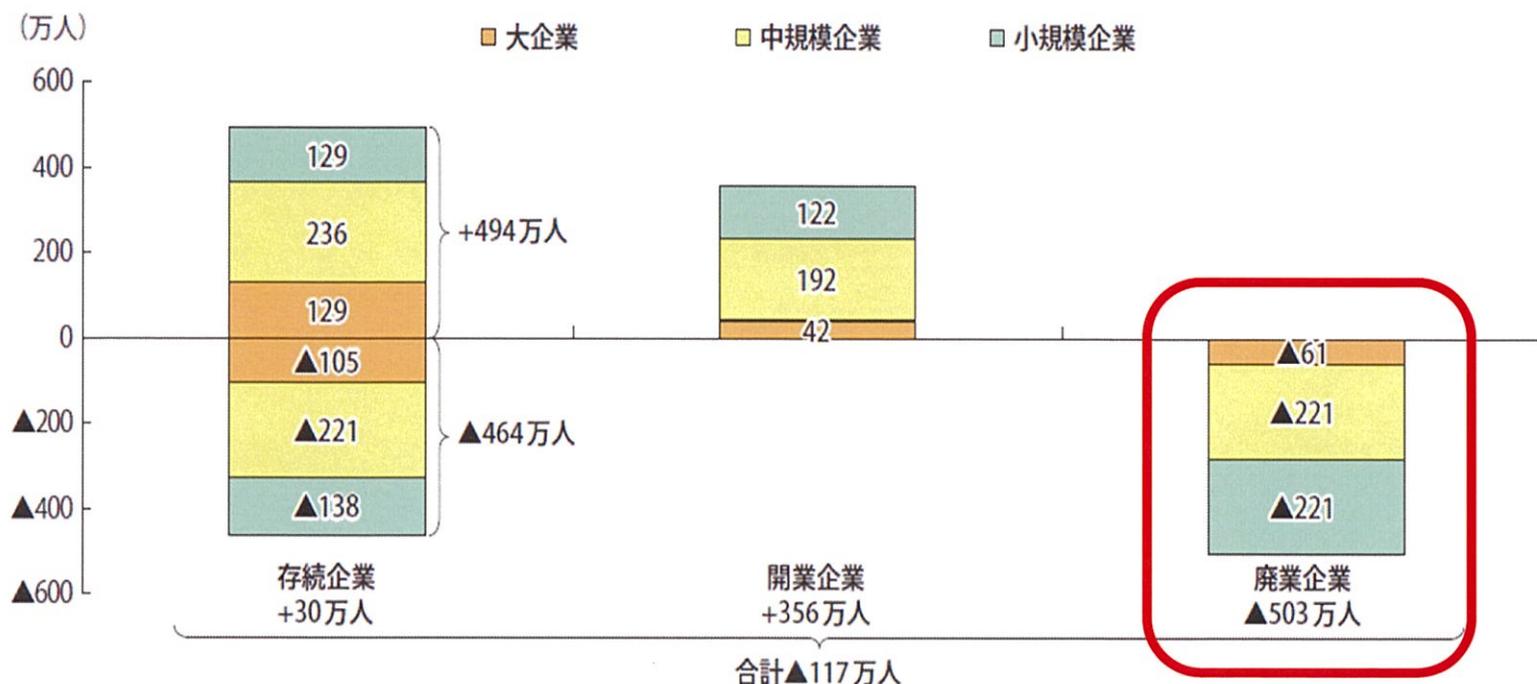
資料：(株)帝国データバンク「COSMOS2 (企業概要ファイル)」再編加工

(注) 年齢区分が5歳刻みであるため山が、動いているように見えないが、2015年から2018年にかけて、経営者年齢のピークは3歳高齢化している

出典：「2019年版 中小企業白書」一部、加工。

## 5 継続的な「廃業防止支援」・「創業支援」の重要性

第1-2-9図 開廃業・存続企業別従業者数の変化（2012年～2016年）



資料：総務省「平成26年経済センサスー基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサスー活動調査」再編加工

(注) 1. 存続企業の企業規模は2012年時点のものである。

2. 各年の経済センサスを用い、比較年の両方で企業情報を確認することができなかった企業のうち、全ての事業所が「開業」したとされている企業を「開業」とし、全ての事業所が「廃業」とされているものを「廃業」とみなす。企業分割・組織再編による基本法外への転出等を理由とする増減など、これらの分類に当てはまらなかった企業等については「その他」とする。

3. この集計方法では、単独事業所から成り立っている企業で、事業所移転を行った企業は、実際は開廃業を行っていないにもかかわらず、廃業と開業の両方に集計されるため、開廃業数が実際より多く算出されている可能性がある。

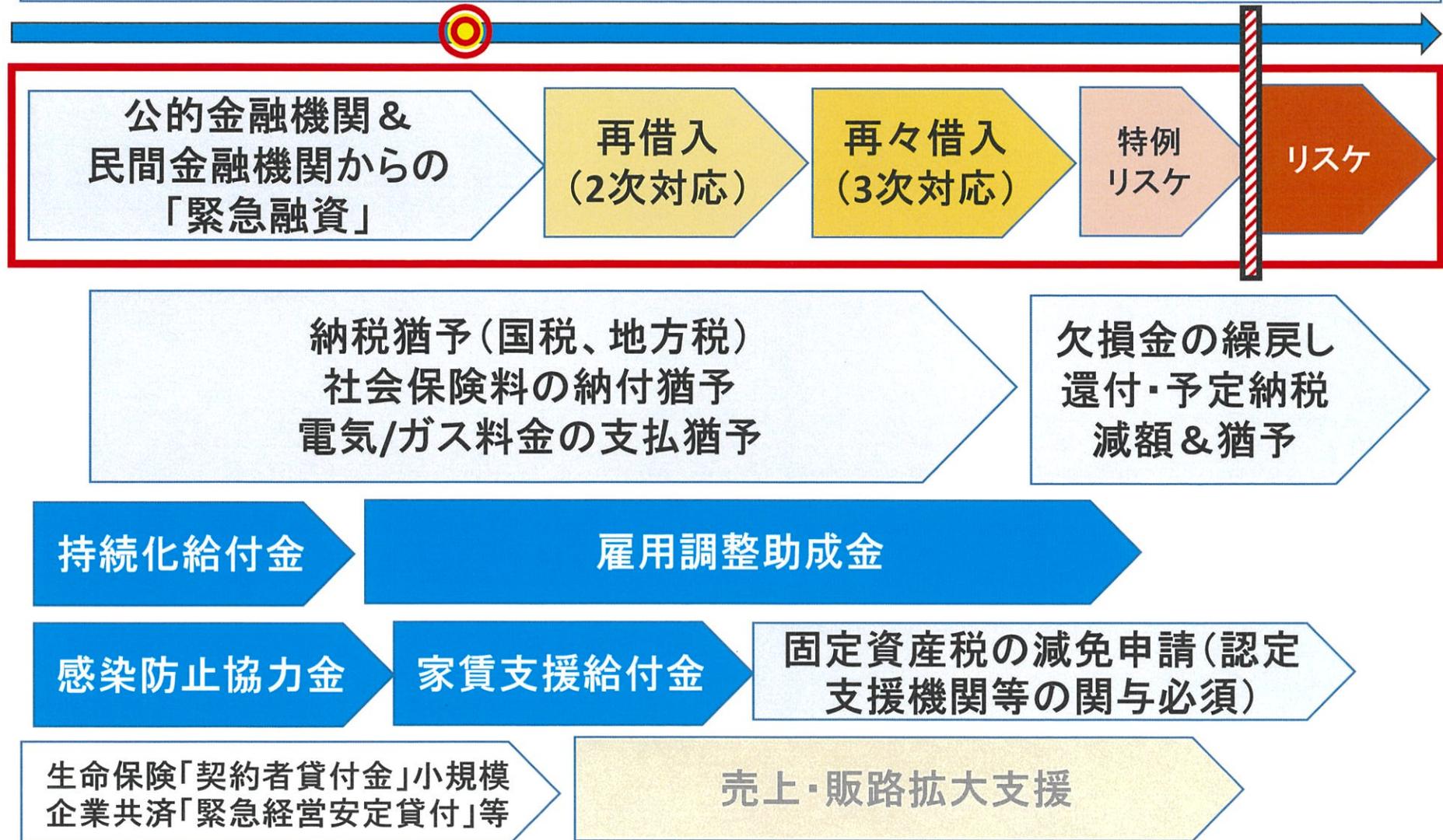
## II 今、税理士が行うべきこと

今回の新型コロナウイルス感染症による影響は、  
東日本大震災やリーマンショックを大幅に上回る。  
更に消費税増税の影響も加わっている。



小規模事業者の事業維持のために、税理士による  
あらゆる手を尽くした迅速な中小企業支援が必須となっ  
ている。

# 「向こう1.5年間」の事業資金を維持する支援に集中する！



# Ⅲ コロナ危機対応融資制度

## ○ 新型コロナ関連緊急融資制度

	売上高の減少率	保証協会			日本政策金融公庫（国民生活事業）	東京都	区、市等の地元自治体	商工中金
		区分	業種制限	保証率				
1	▲5%以上	セーフティネット5号	無（5号も5/1より業種制限撤廃）	80%	コロナ感染症特別貸付（限度額6,000万円、うち3,000万円までは、3年間は特別利率▲0.9%（現状0.46%）とし、更に、売上が20%（小規模事業者15%）減少している場合には、当該0.46%を事後補填で実質無利子化）	保証料全額補助。金利負担あり（1.5%～2.4%）。限度額2億8,000万円。既存借入金の借換えによる一本化可。	500万円から1,000万円前後。ほぼ全額利子補給。保証料全額補助が多い。	危機対応融資（限度額3億円、うち1億円までは、3年間基準金利▲0.9%（現状0.21%）とし、政策公庫と同様に実質無利子化
2	▲15%以上	危機関連保証		100%				
3	▲20%以上	セーフティネット4号		100%				



○ 日本政策金融公庫（国民生活事業）のコロナ対策融資制度

融資制度	限度額	融資期間	内容	特別利子補給
コロナ感染症特別貸付	8,000万円	設備20年、運転15年、うち据置5年以内	全業種向け。	◎（注）
コロナ対策経営改善貸付 （マル経）	1,000万円	設備10年（うち据置4年）、運転7年（うち据置3年）	商工会議所、商工会の経営指導を受けた小規模事業者が対象。	◎（注）

生活衛生関係業種（旅館、飲食、理美容業等）向けの制度

生活衛生コロナ感染症特別貸付	8,000万円	設備20年、運転15年、うち据置5年以内	運転資金については、振興計画認定組合の組合員に限る。	◎（注）
コロナ対策生活衛生改善貸付	1,000万円	設備10年（うち据置4年以内）、運転7年（うち据置3年以内）	生活衛生同業組合等の経営指導を受けた小規模事業者が対象。	◎（注）
衛生環境激変対策特別貸付	1,000万円	運転7年（うち据置2年以内）	売上高が前年等比▲10%以上の減少	×

◎（注）の付いた融資制度の合計で判定し、当初3年間、4,000万円までは、通常金利より▲0.9%。更に、①小規模の個人事業主、②小規模法人では、売上高▲15%以上減少、①と②以外の中小事業者については売上高▲20%以上減少で、特別利子補給により実質無利子化。  
小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業では、「常時使用する従業員が5名以下の企業」、それ以外の企業は、「同20名以下の企業」をいう。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

## 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度  
(10ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。  
7月から融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業6億円（拡充前3億円）、  
国民事業8,000万円（拡充前6,000万円）

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利  
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【利下げ限度額】中小事業2億円（拡充前1億円）、  
国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

※金利は8月3日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

➡ **平日のご相談**

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505  
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ **土日・祝日のご相談**

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）  
沖縄公庫：0120-981-827

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

## 商工中金による危機対応融資

※危機対応融資に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。商工中金による危機対応融資の既往債務の借換えも可能。

**7月から融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。**

**【融資対象】**新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

**【資金の使いみち】**運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

**【貸付期間】**設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

**【融資限度額】**6億円（拡充前3億円）

**【金利】**当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利1.11%→0.21%（利下げ限度額：2億円（拡充前1億円））  
※8月3日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

**【お問合せ先】**

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

※平日・土日祝日

## 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策マル経融資

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度（10ページ）  
を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

#### 【ご利用いただける方】

最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

#### 【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

#### 【融資限度額】

別枠1,000万円

#### 【金利】

経営改善利率1.21%（8月3日時点）より当初3年間、  
▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※1月29日以降に日本政策金融公庫等から一般マル経で借入を行った場合でも、要件に合致する場合は、遡及適用が可能です。

#### 【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。

▶ 土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

### 【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

### 【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間（最長）
- ・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等2億円（拡充前1億円）、国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※特別利子補給制度の申請書は、8月下旬以降、順次、貸付を行った金融機関等から交付・郵送いたします。

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較も可能です。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

### 【詳細】

（独）中小企業基盤整備機構HP（特別利子補給制度特設ページ）

<https://www.smrj.go.jp/news/2020/riho.html>

### 【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

【受付時間】平日・土日祝日 9時00分～17時00分



【新型コロナウイルス感染症に対応する保証制度一覧】

	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)								
	都制度「 <b>感染症全国</b> 」	都制度「 <b>感染症対応</b> 」	都制度「 <b>感染症借換</b> 」	都制度「 <b>危機対応</b> 」								
対象となる方	・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証 上記3ついずれかの区市町村の認定を受けた方	「感染症対応」は以下の①、「感染症借換」は以下の①②を満たす方 ①新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、かつ「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して5%以上減少している。 ②保証付融資の利用があり、事業計画を策定し、経営改善等に取り組んでいる。 ※セーフティネット保証を利用する場合は認定書が必要です。		危機関連保証に関する区市町村の認定を受けた方（※2）								
融資限度額※1	4,000万円	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	2億8,000万円 (組合4億8,000万円) ただし既往残+諸費用の範囲内	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)								
融資期間	運転・設備10年 (据置期間5年以内)	運転10年 (据置期間5年以内) 設備15年 (据置期間5年以内)	運転10年 (据置期間5年以内)	運転・設備10年 (据置期間2年以内)								
融資金利	【固定】	責任共有	共有対象外	【固定】	責任共有	共有対象外	【固定】	責任共有	共有対象外	【固定】	責任共有	共有対象外
	4制度（感染症全国、感染症対応、感染症借換、危機対応）合計で <b>融資額1億円まで原則として3年間実質無利子</b> ※利子補給を受ける場合は、実行後 <b>3年間</b> の金利については <b>固定金利1.7%</b> （うち、 <b>利子補給1.7%</b> ）											
	～3年	1.7%	1.7%	～3年	1.7%以内	1.5%以内	～3年	1.7%以内	1.5%以内	～3年	--	1.5%以内
	～5年	1.8%以内	1.6%以内	～5年	1.8%以内	1.6%以内	～5年	1.8%以内	1.6%以内	～5年	--	1.6%以内
	～7年	2.0%以内	1.8%以内	～7年	2.0%以内	1.8%以内	～7年	2.0%以内	1.8%以内	～7年	--	1.8%以内
	～10年	2.2%以内	2.0%以内	～10年	2.2%以内	2.0%以内	～10年	2.2%以内	2.0%以内	～10年	--	2.0%以内
				10年超	2.4%以内	2.2%以内						
保証料補助	原則として <b>全額補助</b>			全額補助			全額補助			全額補助		
借換の対象	原則として協会保証付き融資全て			都・区市町制度又は令和2年1月以降保証の「環境変化」			原則として協会保証付き融資全て			都・区市町制度		
	ただし、利子補給 <b>有</b> の4制度（感染症全国、感染症対応、感染症借換、危機対応）を、利子補給 <b>有</b> の同4制度で借り換えることは <b>不可</b> 。例外は※3参照。											
保険限度	セーフティネット保証および危機関連保証は各々一般保証と別枠で、2億8,000万円（組合4億8,000万円）の利用可。ただし、各々感染症全国、危機関連保証、災害関係保証（東日本大震災に係るものに限る。）、東日本大震災復興緊急保証及びセーフティネット保証と合算して、5億6,000万円（組合9億6,000万円）の範囲内。											
一般保証	×			○			○			×		
セーフティネット保証	○			○			○			×		
危機関連保証	○			×			×			○		
必要書類	・認定書（4号・5号・危機関連） ・金融機関チェックシート ・情報提供等に関する同意書（様式44）			・該当届（様式42） ※4 ・セーフティネット保証利用の場合は、認定書（4号・5号）			・該当届（様式42） ※4 ・事業計画書（様式43） ・セーフティネット保証利用の場合は、認定書（4号・5号）			・認定書（危機関連） ・情報提供等に関する同意書（様式44）		

出典：東京信用保証協会「新型コロナウイルス感染症にかかる信用保証制度などの情報について」

## ○セーフティネット保証 4号・5号、危機関連保証について

### \*セーフティネット保証について

経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証とは別枠の信用保証の対象とする資金繰り支援制度です。ご利用には本店等所在地の区市町村の認定取得が必要です。

セーフティネット保証 4号 (責任共有対象外)	・売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合に利用可。
----------------------------	-----------------------------

※業歴 3 か月以上の事業者等については認定基準の運用を緩和しています。

セーフティネット保証 5号 (責任共有対象)	・売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合に利用可。 ・特に重大な影響が生じている業種を対象とします。
---------------------------	--

※業歴 3 か月以上の事業者等については認定基準の運用を緩和しています。

### \*危機関連保証について

全国の中小企業に著しい信用の収縮が生じていると認められる場合に発動される、実際に売上高等が減少している中小企業への支援制度です。ご利用には区市町村の認定取得が必要です。

危機関連保証 (責任共有対象外)	・売上高が前年同月比▲15%以上減少の場合に利用可。
---------------------	----------------------------

※業歴 3 か月以上の事業者等については認定基準の運用を緩和しています。

## ○セーフティネット保証及び危機関連保証のご利用の流れ

①対象となる方は本店等（個人事業者の場合は主たる事業所）所在地の区市町村に認定申請を行います。

②①で発行された認定書を添付のうえ、保証付融資の申込を行います。

※ご利用には金融機関及び信用保証協会による審査があります。

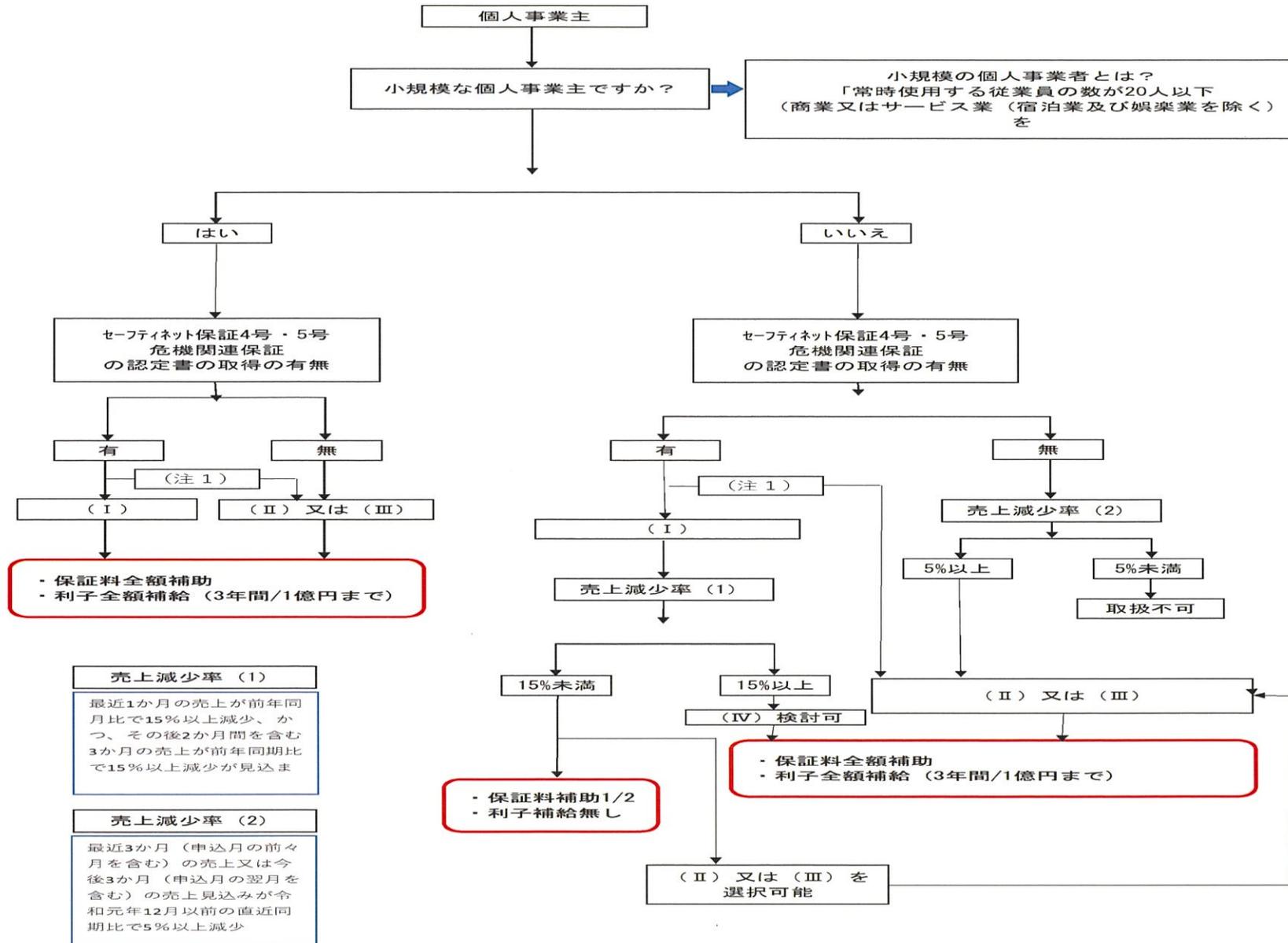
## ○セーフティネット保証 4号・5号、危機関連保証に関する認定書について

・令和 2 年 1 月 29 日～7 月 31 日までに認定を取得した認定書の有効期限は令和 2 年 8 月 31 日です。

なお、5 月 1 日以前に発行された認定書について、再発行する必要はありません。

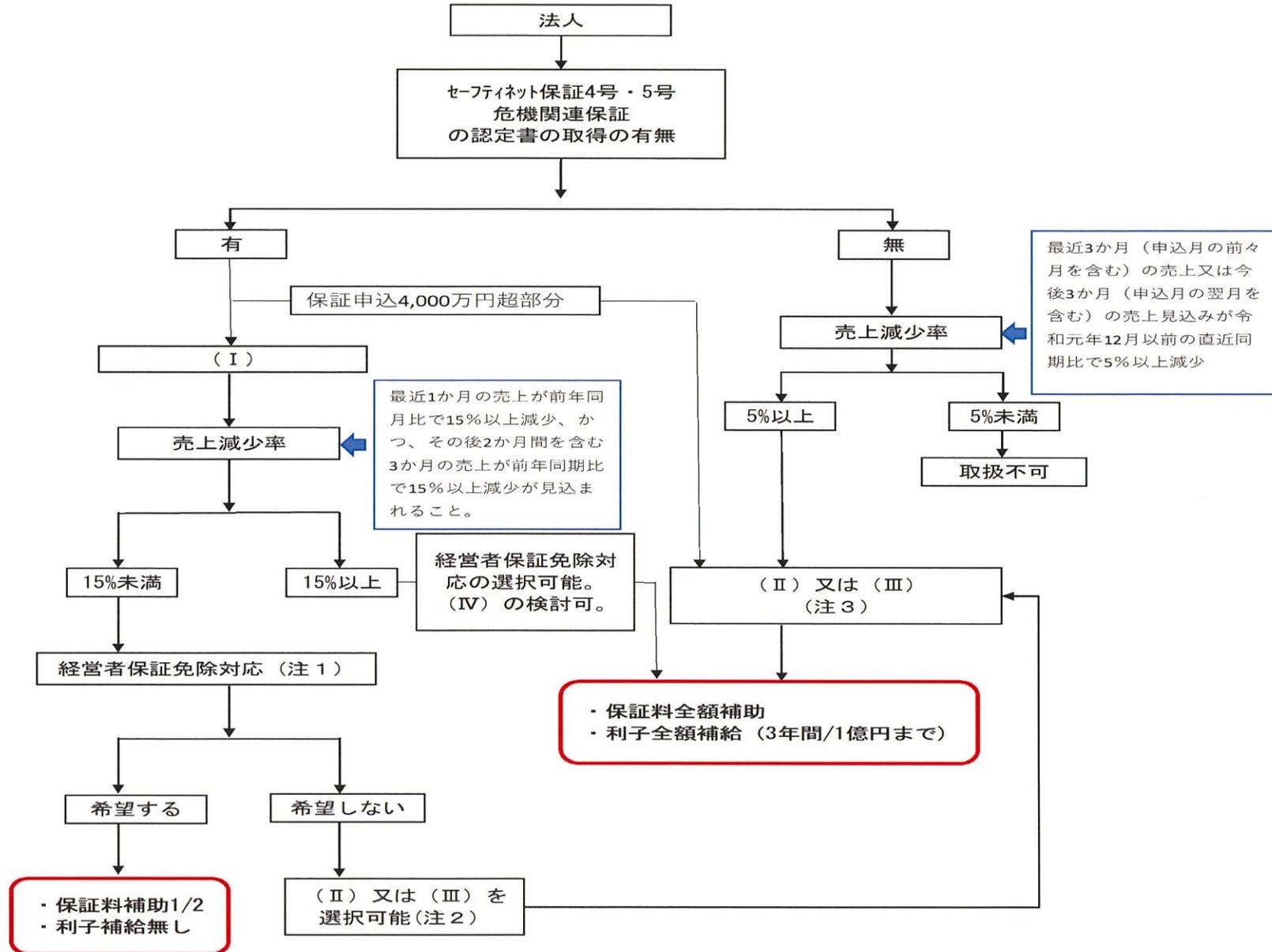
・当協会への申込みに添付する認定書はコピーで差し支えありません。

○ 個人事業主（制度を初めて利用する場合の選択例）



(注1) 保証申込金額が4,000万円超の場合

○ 法人（制度を初めて利用する場合の選択例）



(注1) 経営者保証免除対応を希望する場合には、保証料を0.2%上乘せ。

また、以下の要件を満たす事業者が希望できる。

A 直近の決算書が資産超過であること。

B 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

(注2) 令和2年東京都中小企業制度融資要項 [5月改訂版] P89III (3) ②、P92III (3) ②。

(注3) 上記(注1)の「経営者保証免除対応」は無いが、別途「経営者保証ガイドライン対応保証」制度を利用できるケースもある。

この「経営者保証ガイドライン対応保証」制度とは、金融機関連携型（取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たすほか、法人と経営者の一体性解消を図っている（又は図ろうとしている）こと）などの要件を満たしている場合に取り扱いが可能な保証制度をいう。

# IV 金融機関の本音と資金調達の2次対応、3次対応のポイント

令和2年6月10日

各協会等 代表者 殿

財務大臣兼金融担当大臣 麻生 太郎  
経済産業大臣 梶山 弘志

**新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化を踏まえた事業者の資金繰り支援について**

政府においては、5月27日に閣議決定し、6月8日に国会に提出した第2次補正予算案において、事業者への資金繰り支援を更に徹底する観点から、政府系・民間金融機関を通じた実質無利子融資の限度額の拡充や、資本性劣後ローンを始めとする資本性資金の供給等の措置を講じている。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、これまで累次の要請を出してきたところであるが、さらなる影響の拡大・長期化を踏まえて、下記事項について要請するので、適切かつ迅速に必要な対応を講じるとともに、本店・各支店及び代理店に対して周知・徹底していただきたい。

記

1. **新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえ、既に融資を実施した事業者から再度の融資相談も想定されることから、今般の補正予算における拡充内容も踏まえ、丁寧な対応を行うこと。**
2. 持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金といった各種給付金の支給等までの間に必要となる資金も含め、事業者の実情に応じ、迅速かつ積極的に支援に取り組むこと。
3. **特に政府系金融機関等における融資審査については、累次にわたって要請しているとおり、赤字や債務超過、貸出条件の変更先といった形式的な事象のみで判断するのではなく、事業者の実情に応じて、最大限の配慮を行うこと。**

新型コロナウイルス感染症で  
資金繰りにご不安を感じている  
事業者の皆様へ

日本政策金融公庫や商工中金の  
新型コロナウイルス感染症特別貸付などで  
ご支援できます。

最長で **5年間**  
元本の返済が  
不要

利子補給で  
金利負担が  
実質ゼロに

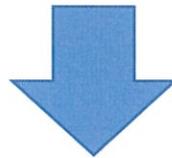
担保なしでの  
借入れも  
可能です

状況に応じて、複数回の利用も可能です。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shien-flyer.pdf> (出典: 経済産業省: 新型コロナウイルス感染症関連)

## 現状分析

コロナ感染症の影響が長期化し、経済が正常化するまで、相当長期間を要する。



春先に調達した運転資金が手薄となり、再度、借入による運転資金の確保が必要となる可能性が高い。

## 金融機関の本音



支援してあげたいけど、半年前にか  
なり大きな金額で融資したばかり  
だしなあ～。

こんなに短期間に再融資した経験  
は無いし、本当に返済できるだろ  
うか？

本音－1



貸付サイクルが短すぎる。

本音－2



コロナ貸付金額が企業規模に比べて、すでに十分大きい。

本音－3



前回の融資は元本が据置で、まだ返済が始まっていない

本音－4



再融資を検討するには、現状と先の損益及び資金繰り見込みを確認しないと判断できない。

## 我々税理士が今行うべきこと

対策一1



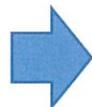
クライアントの資金繰りリスクに応じた「リスク分類」の実施

対策一2



リスクが高いクライアントについて常時監視体制の強化

対策一3



すぐに調達に動けるように「6カ月損益予測表と資金繰り予測表」を継続更新

対策一4



金融機関が最も知りたい「現状と今後の見込み情報」  
（「事業性」情報）を常に更新しておく

対策一5



資金調達の2次対応は初回調達より調達難易度が上がることをクライアントに良く説明しておく。

クライアントの「現状と今後の見込み」・「事業性情報」を常に更新しておく

① 現状	事業の状況	
	既存顧客（受注）数の状況	
	顧客（受注）単価の推移	
② 見込み	事業の見込み	
	既存顧客（受注）の見込み	
	顧客（受注）単価の見込み	
③ 新規施策	既存顧客向け	
	新規顧客向け	

## 「損益計画表及び資金繰り計画表」作成時のポイント

ポイント-1



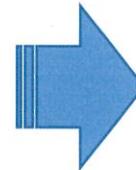
売上シナリオにコロナの影響度合いを明示する。  
→ 客数×コロナ影響度(EX60%)、客単価×コロナ影響度

ポイント-2



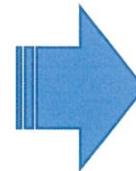
助成金、補助金欄を新設すること (PL&CF)

ポイント-3



納税や社会保険料等の猶予欄を新設すること (PL&CF)

ポイント-4



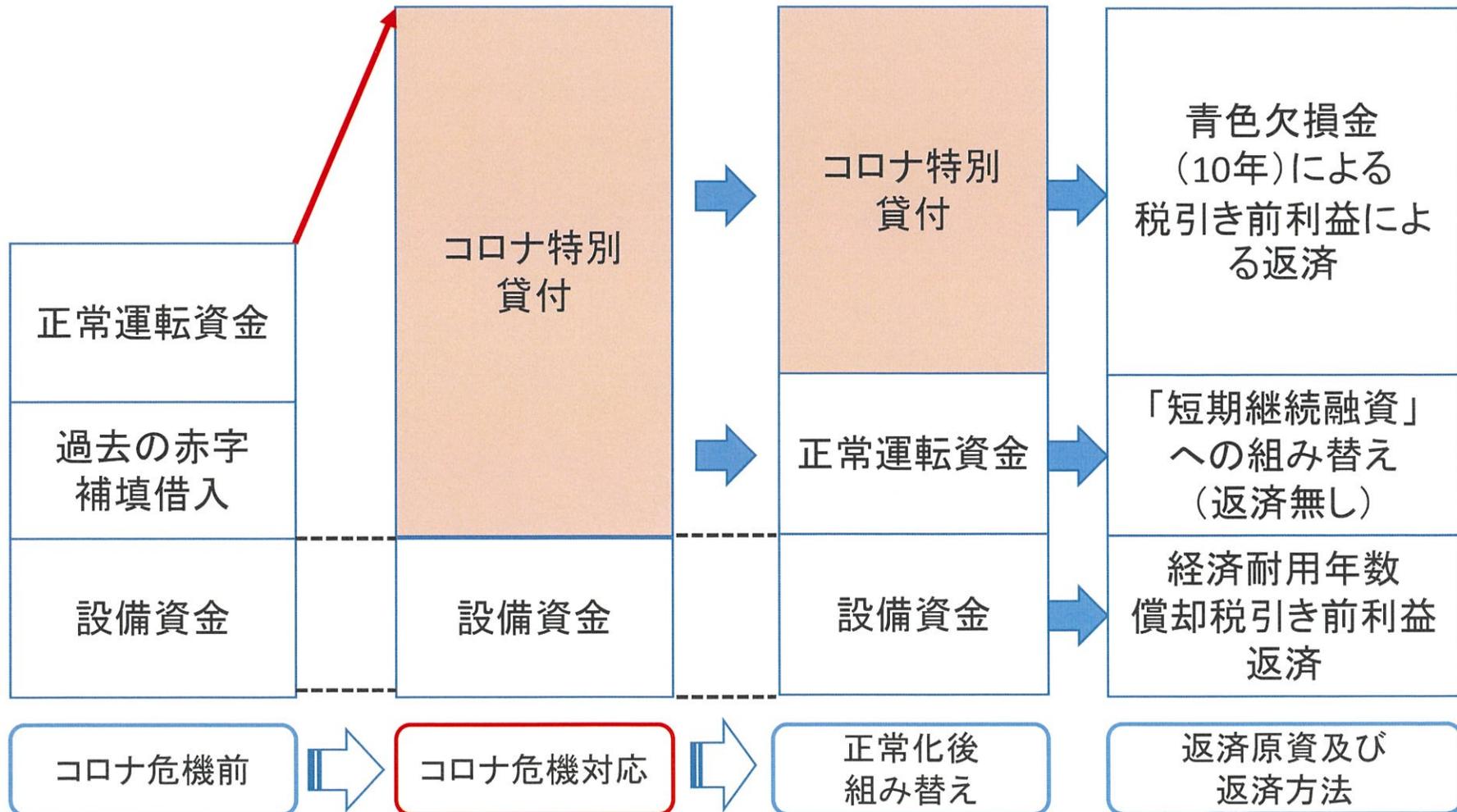
経営者自身による上記計画の説明と変わらぬ事業意欲を  
表明した依頼文を添付する。

経営者の心配



これ以上、借入れを増やして  
果たして返済できるのだろうか？

終息した後の「組み替え」を視野に入れる



V 最終リスク要請前にトライすべき  
「特例リスク制度」

# 新型コロナ特例リスケジュール

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会※が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

## 新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは？

### ①一括して既存債務の元金返済猶予要請

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施します。

### ②資金繰り計画策定における金融機関調整

中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

### ③資金繰りの継続サポート

特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

(①～③における中小企業者の費用は原則不要です。)

## 事業改善まで一貫してサポート

特例リスケ後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施します。事業再生計画策定に必要な費用(DD費用など)の中小企業者の負担割合を引き下げます。

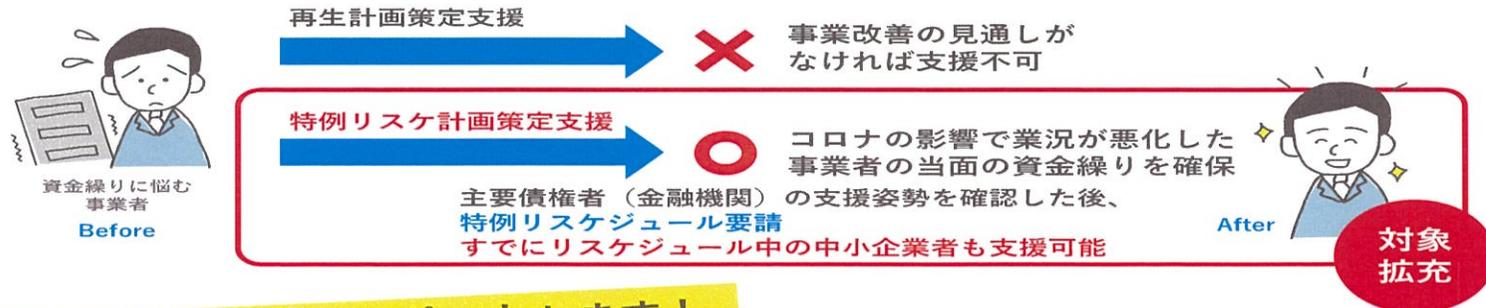
### ※中小企業再生支援協議会とは

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、地域における再生支援のプラットフォームです。平成15年の設置以来、累計で43,000件以上の相談実績、14,000件以上の支援完了実績があります。

新型コロナの影響による資金繰りに悩む中小企業者のみなさん、  
**借入金の元金返済を止め、資金繰りを守ります！**

## 新制度 新型コロナ特例リスケジュール

これまでの再生計画策定支援だけでなく、  
既存の借入に**最大1年間返済猶予**を行う**特例支援**が始まります！



こんなピンチをサポートします！



資金繰りのために、とにかく借入返済をリスケジュールしたい！  
もともとの経営不振が新型コロナの影響でさらに悪化。  
借入の返済計画を大幅に見直せば何とか続けられるかも…

→ 短期間で元金支払いストップ可能！複数の金融機関でもOK！  
金融機関と経営者の間に入って調整します！

特例リスケ計画策定にかかる助言や  
**金融機関調整を支援し、  
経営者の負担軽減！**

再生支援協議会が、特例リスケ計画の策定支援。積極的に新規融資を含めた金融機関調整・合意形成を支援します。

中小企業者

再生支援協議会

経営者と金融機関  
の間に入って調整

政府系金融機関

債権者  
(民間金融機関)

信用保証協会

(出典：中小企業庁：「経営サポート」→「再生支援」)

「特例リスケ」  
制度とは？



新型コロナウイルスの影響により売上が減少し、手元運転資金の確保が必要な事業者の「金融支援」のツールとして、2020年4月から開始した制度。

具体的には？



中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）が窓口。  
企業の資金繰り破綻を防ぐことを目的に、向こう1年間の資金繰りを維持するための資金計画を策定し、既存金融機関の金融調整（1年間の元本リスケ＋新規融資）を実施する仕組み。

利用できる  
事業者は？



新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する者を目安とする。

- A 最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期に比較して5%以上減少した者
- B 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している者
  - a 過去3か月（最近1か月を含む。）の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月から12月の売上高平均額

## 「特例リスク」の活用場面

1



コロナの長期化により、**資金の再調達交渉**を金融機関に行ったが、単独支援は難しいとして資金調達ができない場合

2



**資金の再調達交渉**を行い、支援の表明を受けたが、資金繰り維持のための十分な必要資金を確保できず、複数の金融機関と交渉する必要がある場合

3



既存の借入を全額借換えが難しい場合で、当該既存借入金の元本返済の**リスクとともに、ニューマネーの調達も同時に行う**必要がある場合



協議会が、取引金融機関の調整を行うことにより、各金融機関も、貸付リスクを分散させ、新規融資協力体制を構築しやすくなる。

# VI 新しい「経営者保証解除支援制度」 の徹底活用

## 経営者保証解除支援の推移

2019年12月



経営者保証ガイドラインの「特則」策定

2020年1月



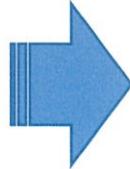
商工中金による「原則無保証融資」制度の取り扱い開始

2020年4月



経営者保証ガイドラインの「特則」の運用開始

2020年4月



経営者保証を必要としない「事業承継特別保証」制度の取り扱い開始。従来禁止していたプロパー借換えも可。

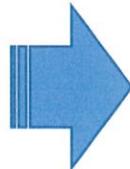
2020年4月



経営者保証解除支援のための「経営者保証コーディネーター」及び「支援専門家制度」を全国に設置。

2020年6月

(2020年10月  
施行予定)



2020.6中小企業成長促進法の成立(2020.10施行予定)。  
「経営承継借換関連保証」制度等を創設。

## 経営者保証ガイドライン(2014(H26).2月～)

借入れのある中小企業の経営者のうち、8割超が個人保証を提供しています。個人保証の提供は、新規に事業を起こしたり、事業を承継したりする際に、大きな精神的負担をもたらすことから、思い切った起業や円滑な事業承継の障害となっている面もあります。そこで、経営者保証に関するルールを明確化するため、「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、平成26年(2014年)2月から適用が開始されました。

- ① **法人と経営者の資産・経理が明確に区分**されている
- ② 法人のみの資産・収益力で借入金返済が可能と判断できる
- ③ 法人から**適時適切に**財務情報等が提供され経営の透明性が担保されている。

といった経営状況が認められる場合に、金融機関は、経営者保証を求めないことや、既存の保証契約の解除などを検討することとなっています。

**(必ずしも全てを満たすことが求められているものではありません。)**

出典:金融庁「事業者の皆様へ 円滑な資金供給の促進に向けて」

## 「経営者保証ガイドライン」・特則 (2020(R2).4月～)

- ① 事業承継時の経営者保証については、原則として前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めないこととする。(例外を4類型に限定。)
- ② 【後継者保証について】  
後継者に対し経営者保証を求めることは事業承継の阻害要因になり得ることから、後継者に当然に保証を引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性を改めて検討するとともに、事業承継に与える影響も十分考慮し、慎重に判断すること。
- ③ 【前経営者保証について】  
前経営者は、実質的な経営権・支配権を保有しているといった特別の事情がない限り、いわゆる第三者に該当する可能性がある。令和2年4月1日からの改正民法の施行により、第三者保証の利用が制限されることや、金融機関においては、経営者以外の第三者保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立が求められていることを踏まえて、保証契約の適切な見直しを検討すること。



上記の対応を希望する場合には、前頁の3要件を満たしていることが前提。  
未充足の場合には、事業承継前に主体的に経営改善に取り組むことが必要。

## 2重徴求の「例外」4類型

1

前経営者が死亡し、相続確定までの間、亡くなった前経営者の保証を解除せずに後継者から保証を求める場合など、事務手続完了後に前経営者等の保証解除が予定されている中で、一時的に二重徴求となる場合

2

前経営者が引退等により経営権・支配権を有しなくなり、本特則に基づいて後継者に経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合において、**法人から前経営者に対する多額の貸付金等の債権が残存**しており、当該債権が返済されない場合に法人の債務返済能力を著しく毀損するなど、前経営者に対する保証を解除することが著しく公平性を欠くことを理由として、**後継者が前経営者の保証を解除しないことを求めている場合**

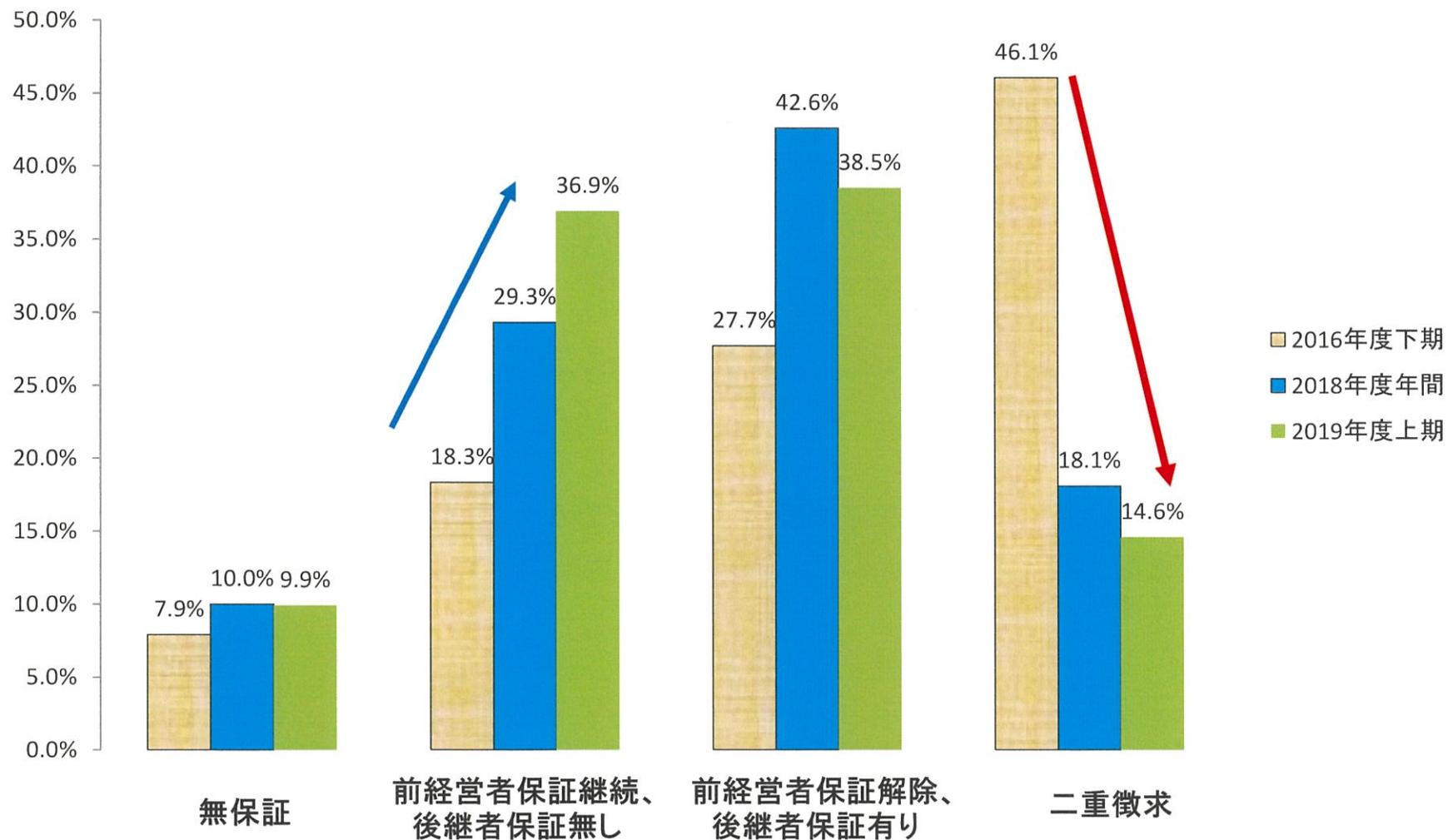
3

**金融支援**(主たる債務者にとって有利な条件変更を伴うもの)を実施している先、又は**元金等の返済が事実上延滞している先**であって、**前経営者から後継者への多額の資産等の移転が行われている**、又は**法人から前経営者と後継者の双方に対し多額の貸付金等の債権が残存している**などの特段の理由により、当初見込んでいた経営者保証の効果が大きく損なわれるために、前経営者と後継者の双方から保証を求めなければ、**金融支援を継続することが困難となる場合**

4

前経営者、後継者の双方から、専ら自らの事情により保証提供の申し出があり、本特則上の二重徴求の取扱いを十分説明したものの、申し出の意向が変わらない場合

# 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績調査



出典：金融庁「経営者保証に関するガイドラインの活用実績」を加工して作成

2020年4月～



「事業承継特別保証制度」の取り扱い開始

- ① 従来から運用を行っている下記の経営者保証不要の制度に加えて創設
- A 金融機関連携型  
金融機関自身のプロパー融資において、経営者保証を不要とし、  
法人と経営者の分離、資産超過、黒字等の要件を満たしている場合
  - B 財務要件型  
自己資本比率20%以上等の一定の財務要件を満たす場合
  - C 担保充足型  
不動産担保等により保全が十分である場合

## 東京信用保証協会：経営者保証を不要する保証の取扱い（H30. 4.1以後）

### ①保証時の取扱い

次のア～エのいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする保証の取扱いをすることができます。

#### ア. 金融機関連携型

取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等を図っている（または図ろうとしている）こと。

※「『金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い』確認書」のご提出が必要となります。

#### イ. 財務要件型

直近決算期において特定社債保証制度（私募債）と同様の財務要件を満たしていること。

※詳細は適債基準をご参照。

（純資産5,000万円以上が最低要件。他に、自己資本比率20%以上、 $(\text{営業利益} + \text{受取利息等}) \div \text{総資産} \times 100 = 10\%$ 以上等の要件あり。）

※「財務要件型無保証人保証制度」または東京都制度融資 事業承継の「経営者保証特例」でのみ利用することができます。

※「財務要件型無保証人保証制度資格要件確認書」のご提出が必要となります。

#### ウ. 担保充足型

申込人または代表者本人等が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られること。

※担保提供者が申込人以外の場合は、物上保証人になっていただく必要があります。

出典：東京信用保証協会ホームページ「経営者保証ガイドラインについて」

## エ. その他

個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

(例)株式取得などにより親会社から来たサラリーマン社長が新代表者に就任し、旧代表者が経営から完全に撤退した上で、親会社の連絡保証が得られる場合など。

### ②期中時の取扱い

経営者保証が付された既往の保証付融資について、①保証時の要件ア～エのいずれかに該当する場合、新規の保証付融資で借り換えることにより経営者保証を解除することができます。

なお、①保証時の要件アに該当する場合、条件変更により経営者保証を解除することもできます。

※保証時の要件アに該当し、借換・条件変更により経営者保証を解除する場合「『金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い』確認書」の添付が必要となります。

### ③事業承継時の取扱い

経営者の交代により事業承継する場合、経営者保証が付された既往の保証付融資について、原則として後継者(新経営者)の保証追加は行いません。

ただし、事業承継により経営権等を有さなくなった前経営者の保証解除を希望し、既往の保証付融資に事故または延滞がなく約定償還が見込まれる場合、条件変更により原則として後継者(新経営者)の保証を追加し、前経営者の保証を解除します。

なお、事業承継時も②期中時の取扱いにより、後継者(新経営者)の保証を追加することなく前経営者の保証を解除することができます。

### ④金融機関の責務

経営者保証を不要とする保証付き融資が完済となるまで、中小企業者から適宜適切な財務情報等の取得に努め、原則として年1回中小企業者の事業年度ごとに、決算書等財務諸表一式を当協会に提出していただきます。また、①のア. 金融機関連携型の要件により保証付融資を実行した後、プロパー融資について経営者保証を追加する場合、保証付融資においても経営者保証を追加することについて当協会と協議する必要があります。

事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ

# 経営者保証を不要とする 事業承継特別保証制度 のご案内

令和2年4月からお申し込み受付開始  
事前のご相談を受け付け中



事業承継時にご利用が可能です！

(事業承継後にご利用いただける場合もあります)

経営者保証が必要ありません！



がんぽも中小企業承継支援  
まるがも応援隊

経営者保証コーディネーター※による確認を  
受けた場合は保証料率が大幅に軽減されます！

※経営者保証コーディネーター ... 経済産業省の委託またはその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援  
(令和2年4月運用開始) にかかるとする事業を行うもの(事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家です。

経営者保証ありの既存の借入金についても  
借り換えが可能です！

(本保証制度で経営者保証が不要になります)



保証制度概要およびお問い合わせ先については裏面をご覧ください



■ 制度概要

事業承継特別保証制度	
保証対象	<p>次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者</p> <p>(1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</p> <p>(2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの</p> <p>(3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと</p> <p>① 資産超過であること</p> <p>② EBITDA有利子負債倍率*が1.0倍以内であること</p> <p style="text-align: center;">* EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)</p> <p>③ 法人・個人の分離がなされていること</p> <p>④ 返済緩和している借入金がないこと</p>
融資限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)
対象資金	<p>事業資金(既存のプロパー借入金(個人保証あり)の借り換えも可)</p> <p>(ただし、保証対象(2)の要件に該当する事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金の借り換えに限る)</p>
保証割合	責任共有制度対象
融資期間	<p>分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内を含む)</p> <p>一括返済の場合 1年以内</p>
融資形式	証書貸付又は手形貸付
保証料率	<p>経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合 → 0.20%～1.15%</p> <p>経営者保証コーディネーターによる確認を受けない場合 → 0.45%～1.90%</p>
保証人	不要
担保	必要に応じて
融資利率	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由(与信取引のある金融機関に限ります)
必要書類	<p>事業承継計画書、財務要件等確認書などが必要です。</p> <p>(お申し込み内容により必要となる書類が異なりますので、事前に申込金融機関にご確認ください)</p>

2020年4月～

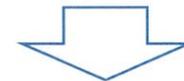


経営者保証解除のための専門家支援及び「経営者保証要否判断材料チェックシート」の確認スキームの創設



① 各都道府県別に、「経営者保証コーディネーター」を新設

② 下記の「経営者保証要否判断材料チェックシート」にて支援



①	財務情報が適切に開示されているか？
②	経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場等の資産を所有していないか？（所有している場合には、適切な賃料が支払われていることが確認できるか？）
③	法人から経営者等への資金流用はあるか？（貸付金、未収入金、仮払金等がある場合には、一定期間での清算の意向が確認できるか？）
④	法人のみの資産・収益力で返済可能であるか？

# 事業承継時の経営者保証解除に向けた支援スキーム

## 経営者保証がネックで事業承継に課題を抱える中小企業

相談・支援申請

### 【相談受付/書類確認】事業承継ネットワーク事務局※

※令和元年度補正予算 プッシュ型事業承継支援高度化事業委託先

経営者保証コーディネーターが、『事業承継時判断材料チェックシート』\*に基づく確認を実施し、その結果に基づく今後の取組みをアドバイス

【チェック内容】経営者保証解除の可否の判断に資する情報の整理・見える化 \*全国一律のチェックシートを作成

チェックシートをクリアできない場合

(希望する場合には) 既存の支援制度を活用し、チェックシート充足に向けた改善計画策定\*

改善に取り組むのうえ、再度チェックへ

チェックシートをクリアした場合

本事業の派遣専門家\*が支援の下、チェック結果、提出書類等を共有し金融機関と目線合わせを支援するとともに、その後の対応をアドバイス

\*本事業で登録する派遣専門家の活用を検討

保証解除

保証解除不可

支援終了

必要に応じて

代替的な手法の検討

希望する場合

事業承継特別保証の活用  
or コバナンツ付き融資等

金融機関、事業者等が連携して  
改善計画を策定し、取組み

※ 点線内は既存支援施策での対応を想定

## 事業承継時判断材料チェックシート

住所		作成日	
企業名		(例)〇〇事業承継ネットワーク事務局	
代表者名		経営者保証コーディネーター	

No.	
-----	--

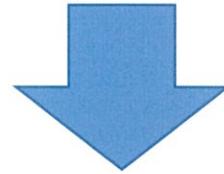
	印
--	---

必須書類	説明ポイント	経営者保証Co 使用欄	
		個別	総合
① 事業承継計画書	<p>a 事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者である ※書式は任意。信用保証協会が定める事業承継計画書様式も可</p>		
② 決算書	<p>b 税務署に申告した財務情報と同一の情報が金融機関に適切に開示されている (税務署受付印が押印されている、または電子申告の確認資料(受付結果(受信通知)等)が添付されていること)</p>		
	<p>c 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有していない なお、事業資産の所有者が決算書で説明できない場合、所有資産明細書を添付すること ⇒【追加書類】所有資産明細書等</p> <p>◆ 経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているか賃貸借契約書等を添付すること ⇒【追加書類】賃貸借契約証書等(写しでも可)</p>		
	<p>d 法人から経営者等への資金流用(貸付金、未収入金、仮払金等)がない</p> <p>◆ 貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明するため、契約書類等を添付すること ⇒【追加書類】金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)</p>		
	<p>e 法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていない 具体的には、①役員報酬や配当、交際費等が法人の規模、収益力に照らして過大ではないこと ②経営者やオーナー一族への資金流出・意図的な資産のシフトはしていないこと</p>		
	<p>f 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と説明できる</p> <p>&lt;参考1&gt; EBITDA有利子負債倍率 [計算式] (借入金・社債一現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)</p> <p style="text-align: center;">期                      倍                      期                      倍                      期                      倍</p>		
	<p>g &lt;参考2&gt; フリーキャッシュフローの実績 [計算式] 税引後当期利益＋減価償却費</p> <p style="text-align: center;">期                      千円                      期                      千円                      期                      千円</p> <p>h &lt;参考3&gt; 純資産額の実績</p> <p style="text-align: center;">期                      千円                      期                      千円                      期                      千円</p>	/	/
③ 試算表 (決算後3か月以内の場合には提出不要)	<p>g 金融機関からの求めに応じて財務情報を適時適切に提供できる体制が整っており、継続的に提供する意思があること</p>		
④ 資金繰り表	<p>h 試算表と合わせて資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っている</p>		
	<p>i 当面の資金繰りに資金不足が生じていないことが、資金繰り表により確認できること</p>		

2020年6月  
(2020年10月  
施行予定)



2020.6中小企業成長促進法の成立(2020.10施行予定)。



### 中小企業成長促進法

- ① 経営承継円滑化法
- ② 中小企業経営強化法
- ③ 地域未来投資促進法
- ④ 産業競争力強化法
- ⑤ 中小機構法

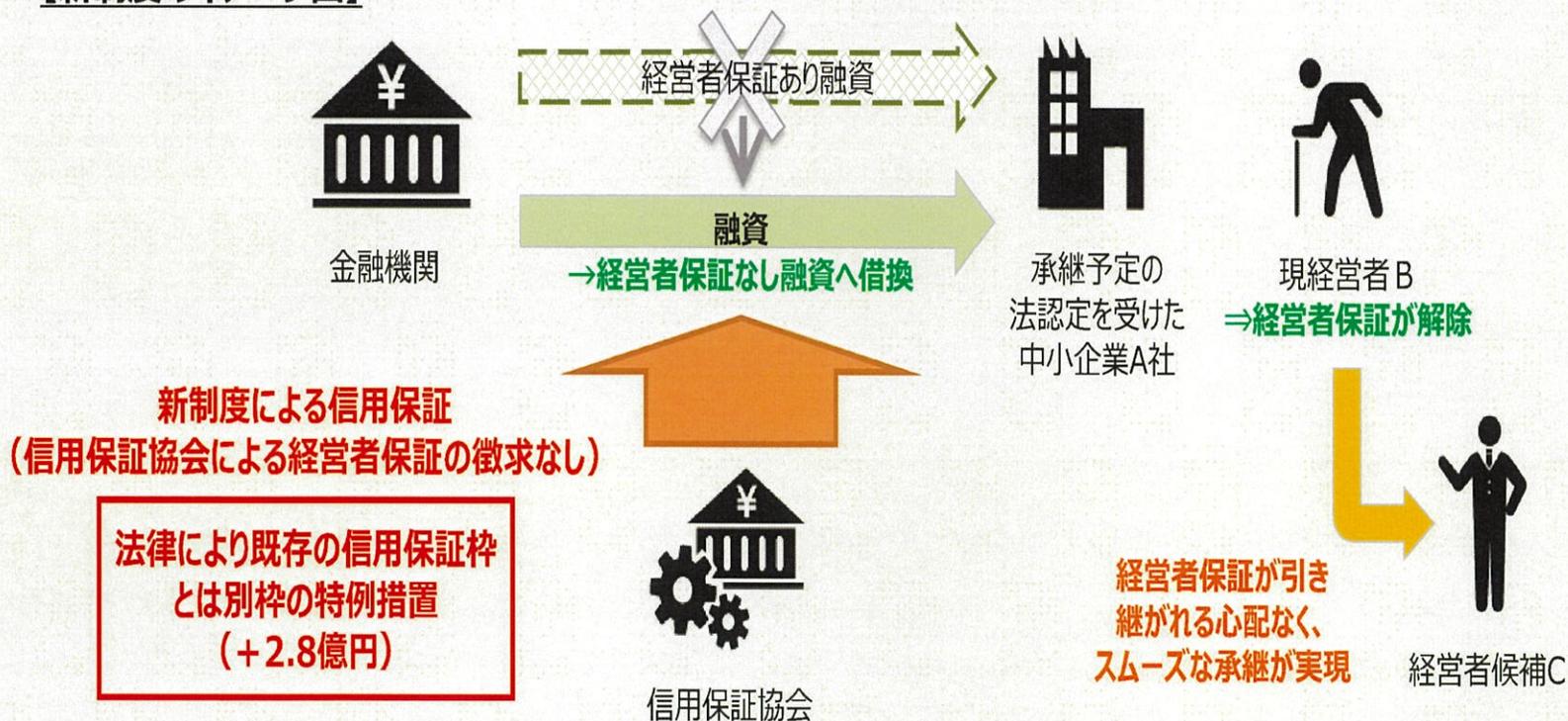
について、中小企業の事業承継の円滑化を図る諸施策を講じるために、必要な法律を束ねて一括改正を行ったもの。

2020年6月  
(2020年10月  
施行予定)



2020.6中小企業成長促進法において、経営承継円滑化  
法13条「中小企業信用保険法の特例」を改正し、  
「経営承継借換関連保証」制度を創設。

### 【新制度のイメージ図】



出典: 2020年4月経済産業省、金融庁「事業再編や新陳代謝の促進等による生産性向上や経営者保証に関する取り組みについて」

# 「経営者保証に関するガイドライン」認知度調査

- 1 実施時期:平成31年1月～2月
- 2 実施機関:独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 3 有効回答数・回収率:全国6万社の中小企業にアンケート調査を実施。  
有効回答数 10,799件 回収率 18%
- 4 属性:従業員規模では、10人以下が48%、11人～25人以下が23.4%、21人～50人以下が18.5%、51人～100人以下が6.4%、101人以上が3.7%

## 1 経営者保証の提供状況

8割以上の借入金に経営者保証が付いている状況。ただし、前年調査時点よりは減少している。

2019年1月調査

すべての借入に提供	51.9%	84.3%
一部の借入に提供	32.4%	
すべての借入に提供していない	15.7%	

2018年1月調査

すべての借入に提供	57.4%	86.7%
一部の借入に提供	29.3%	
すべての借入に提供していない	13.3%	

## 2 経営者保証の今後の提供意思

7割以上の経営者が、経営者保証の解除を望んでいる。

2019年1月調査

今後の借入は経営者保証無しとしたい	32.9%	77.1%
既存借入金の保証解除と今後の借入の経営者保証無しの両方を希望	32.4%	
既存借入金の保証解除を希望	11.8%	
経営者保証解除の意向無し	25.5%	

2018年1月調査

今後の借入は経営者保証無しとしたい	33.2%	74.0%
既存借入金の保証解除と今後の借入の経営者保証無しの両方を希望	28.6%	
既存借入金の保証解除を希望	12.2%	
経営者保証解除の意向無し	26.0%	

## 3 経営者保証に関する相談相手

10人中6人は金融機関に、4人は税理士に相談しているが、前年の調査に比べて、税理士へ相談している経営者の数が減少している。

2019年1月調査（複数回答）

前年比

金融機関	69.2%	2.6%
税理士	42.7%	-3.7%
商工会・商工会議所	12.4%	-1.2%
公認会計士	10.4%	0.5%
中小企業基盤整備機構	6.4%	-1.0%
弁護士	5.5%	0.2%
その他	6.5%	0.2%

2018年1月調査（複数回答）

金融機関	66.6%
税理士	46.4%
商工会・商工会議所	13.6%
公認会計士	9.9%
中小企業基盤整備機構	7.4%
弁護士	5.3%
その他	6.3%

## 4 経営者保証解除の打診の効果

経営者保証の解除の申し出により、約6割について、一定の成果があった。

2019年1月調査

経営者保証が解除された	48.6%	59.8%
経営者保証の額が減額された	4.8%	
新たな融資条件提示とともに経営者保証を解除できると判断された	5.1%	
代替としてABLの活用を融資条件に経営者保証を解除できると判断された	1.3%	
経営者保証は解除できないが理由について具体的で丁寧な説明があった	16.8%	
経営者保証は解除できず、理由について具体的で丁寧な説明がなかった	23.4%	

2018年1月調査

経営者保証が解除された	40.3%	56.2%
経営者保証の額が減額された	5.9%	
新たな融資条件提示とともに経営者保証を解除できると判断された	8.3%	
代替としてABLの活用を融資条件に経営者保証を解除できると判断された	1.7%	
経営者保証は解除できないが理由について具体的で丁寧な説明があった	19.2%	
経営者保証は解除できず、理由について具体的で丁寧な説明がなかった	24.5%	

## 5 事業承継にあたっての経営者保証への希望

5割以上の経営者が、経営者保証の解除を望んでいる。

経営者保証の解除	51.7%
当面は現経営者が保証し、将来的に後継者のみの保証へ移行	29.5%
当面は現経営者と後継者の2重保証は止むなしたが、将来的に後継者の単独保証	15.2%
現経営者と後継者の二重保証	3.6%

## 6 後継者不在の理由

後継者候補がいるにもかかわらず、後継者不在となっているケースの65%が経営者保証を理由に事業承継を拒絶されている。

2019年1月調査

後継者候補がない		81.7%	
後継者候補はいるが拒否されている	①後継者候補はいるが、経営者保証を理由に拒否している	11.9%	65.0% ①/③
	②後継者候補はいるが、経営者保証以外を理由で拒否している	6.4%	35.0% ②/③
	③小計	18.3%	100.0%
合計		100.0%	

2018年1月調査

後継者候補がない		77.3%	
後継者候補はいるが拒否されている	①後継者候補はいるが、経営者保証を理由に拒否している	13.6%	59.9% ①/③
	②後継者候補はいるが、経営者保証以外を理由で拒否している	9.1%	40.1% ②/③
	③小計	22.7%	100.0%
合計		100.0%	

以上で本日の研修を終了いたします。  
ご清聴ありがとうございました。